

自動車事故報告規則第2条に規定する事故の統計

日本交通株式会社(三鷹第1)

2024年6月1日～2025年5月31日の事故類型別の事故件数は、下記の通りです。

項 目	件 数
自動車が転覆し、転落し、火災(積載物の火災含む)を起こし、また踏切において鉄道車両と衝突若しくは接触したもの	0件
死傷者又は重傷者(自動車損害賠償法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる損害を受けた者をいう)を生じたもの	0件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる障害が生じたもの	0件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件
かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪(タイヤを除く)又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの	0件
全各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件
総 件 数	0件